

# ナッジ理論等を活用したがん検診受診率向上対策事業委託業務 企画提案コンペ参加仕様書

## 1 目的

がんは、生活習慣の改善等の取組による予防に加え、早期に発見し、適切な治療を行うことが必要である。本県では、ナッジ理論等を活用し、効果的に受診勧奨を行う市町の増加を図ってきた。

本事業では、市町のがん検診（胃・大腸・肺・子宮頸・乳）の受診率分析を行うとともに、がん検診受診状況の特徴に合わせた具体的な受診勧奨策の提案・助言を行い、がん検診の受診勧奨に取り組む市町のがん検診の受診率向上に繋げることを目的とする。

## 2 業務内容

(1) 委託業務名 ナッジ理論等を活用したがん検診受診率向上対策事業委託業務

(2) 履行期間 契約の日から令和8年3月31日まで

(3) 業務内容

ア がん検診の受診勧奨事業の実施

① モデル市町に対する具体的な受診勧奨策の提案および助言

- ・ 県が指定する3以上の市町をモデル市町として事業対象とする。
- ・ 各モデル市町のがん検診受診状況の特徴やがん検診実施体制等に関する分析のうえ、がん検診の受診率の向上を図る具体的な受診勧奨策の提案や受診勧奨の実施に必要な助言を行うなど、市町に対して伴走支援を行うこと。
- ・ モデル市町ごとに受診を妨げる要因を分析したうえで、ナッジ理論等をふまえた効果的な勧奨策や助言等を基に、検診環境の見直し策を検討すること。
- ・ モデル市町に対して、原則対面（同様の効果が確保できる場合は県と協議のうえ、オンラインも可）で1回以上相談対応を行うこと。
- ・ 分析を行う対象者は国民健康保険加入者とする。

② ①の内容をとりまとめた資料を作成し、県が開催する市町向け説明会において報告すること。

イ がん検診受診率向上に向けた相談対応

- ・ がん検診受診率向上に関する県内市町からの相談対応を行い、ナッジ理論等を用いて助言・提案を行うこと。
- ・ 相談対応は参加希望の市町に対し、県が指定する日程においてオンラインで3回程度行うこと。（いずれも90分程度。）

詳細は、別紙「ナッジ理論等を活用したがん検診受診率向上対策事業仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

3 委託上限額 9,179,544円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

## 4 参加条件

次に掲げる条件をすべて満たした者とする。

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。

- (3) 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
- (4) 三重県が賦課徴収するすべての税並びに消費税及び地方消費税について滞納している者でないこと。

## 5 参加手続き等

本企画提案コンペの参加希望者は、次に掲げる書類を提出するものとする。

### (1) 企画提案コンペ参加資格確認申請書の提出

#### ア 提出期限

令和7年5月21日（水）17時まで

#### イ 提出先

〒514-8570 三重県津市広明町13番地  
三重県医療保健部医療政策課医療計画班（三重県庁4階）

#### ウ 提出方法

上記イの場所へ郵便、民間事業者による信書便又は持参にて提出すること。（メール及びファクシミリでの提出は受け付けない。）

なお、郵便又は民間事業者による信書便により提出する場合は、提出期限までに電話で担当所属に受理の確認を行うこと。持参により提出する場合は、事前に電話で担当所属に持参する日時連絡を行うこと。

#### エ 提出書類

企画提案コンペ参加資格確認申請書（第1号様式）及び同申請書3に記載の添付書類。また、必要がある場合は、役員に関する事項（第2号様式）及び委任状（第3号様式）をあわせて提出すること。

#### オ 参加資格決定通知

令和7年6月5日（木）までに通知する。

### (2) 企画提案資料の提出

#### ア 提出期限

令和7年6月16日（月）17時まで

#### イ 提出先

〒514-8570 三重県津市広明町13番地  
三重県医療保健部医療政策課医療計画班（三重県庁4階）

#### ウ 提出方法

上記イの場所へ郵便、民間事業者による信書便又は持参にて提出すること。（メール及びファクシミリでの提出は受け付けない。）

なお、郵便又は民間事業者による信書便により提出する場合は、提出期限までに電話で担当所属に受理の確認を行うこと。持参により提出する場合は、事前に電話で担当所属に持参する日時連絡を行うこと。

#### エ 提出資料

別紙「提出を求める企画提案資料」のとおり。

## 6 質疑及び回答

### (1) 質問の受付期間

令和7年5月14日（水）17時まで

### (2) 質問の提出

質問は、文書（任意様式、ただし規格はA4版）にて行うものとし、電子メール

にて提出（宛先：iryos@pref.mie.lg.jp）するものとする。また、質問文書には、事業者名、回答を受ける担当窓口の所属、担当者名、電話番号及び電子メールアドレスを明記すること。

なお、担当所属あて電話により電子メール受理の確認を行うこと。

### (3) 質問の内容

質問は、原則として、当該業務にかかる仕様や条件、応募手続き等の事項に限るものとし、他の事業者からの企画提案資料の提出状況や積算に関する内容等には答えられないものとする。

### (4) 質問に対する回答

質問に対する回答は、令和7年5月16日（金）までに、三重県のホームページに掲載する。

## 7 企画提案コンペの実施方法

### (1) 選定

三重県は、本仕様書に基づき提出された企画提案資料を、ナッジ理論等を活用したがん検診受診率向上対策事業委託業務企画提案コンペ選定委員会（以下「選定委員会」という。）において審査の上、最優秀提案者を選定する。

企画提案コンペの評価項目は以下のとおり。

- ・目的適合性
- ・業務遂行性
- ・提案力
- ・専門性
- ・経済合理性

### (2) プレゼンテーション

選定委員会が必要と認めた場合には、提案内容の審査を行うため、提案者によるプレゼンテーションを実施する。プレゼンテーションを実施する場合の実施時期、場所及び形態は、次のとおりである。

時期：令和7年6月23日（月）午後（予定）※別途通知します。

場所：WEB会議システム（Zoom）により実施（予定）

形態：提出済みの企画提案資料（紙）および画面共有機能による投影で行う。

提案者が多数の場合は、選定委員会で事前に書類審査を行い、提案者を5者程度選定した上で、当該提案者によるプレゼンテーションを実施するものとする。

プレゼンテーションにおける説明は、5（2）で提出のあった企画提案資料により行うものとする。

なお、提出済みの企画提案資料と画面共有機能により投影する資料について、内容の差異や追加記述は認めない。もし内容の差異や追加記述があった場合は、提出済みの企画提案資料の内容により審査・選考を行う。

## 8 最優秀提案者に提出を求める書類

選定決定通知を受けた最優秀提案者は、速やかに以下の書類を提出するものとする。

### (1) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額がないことの証明）」（所管税務署が企画提案資料提出期限の6か月前までに発行したもの）（写し可）

### (2) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県

の県税事務所が企画提案資料提出期限の6か月前までに発行したもの) (写し可)

## 9 契約方法に関する事項

- (1) 契約条項は、別紙「業務委託契約書(案)」のとおりとする。
- (2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とする。ただし、会社更生法第17条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法第21条の規定による再生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者(以下、これらを「更生(再生)手続中の者」という。)のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者(会社更生法第199条1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限る。)が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とする。  
また、三重県会計規則(以下「規則」という。)第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生(再生)手続中の者については、契約保証金を免除しない。
- (3) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有する。  
なお、契約金額は見積書に記載された金額の100分の110に相当する金額とし、契約金額の表示は、消費税等を内書きで記載するものとする。また、契約金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。
- (4) 契約は、三重県医療保健部医療政策課において行う。

## 10 監督及び検査

契約条項の定めるところによる。

## 11 契約代金の支払方法、支払場所及び支払時期

契約条項の定めるところによる。

## 12 見積及び契約の手続において使用する言語及び通貨

手続において使用する言語は日本語、通貨は日本円に限る。

## 13 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱第3条又は第4条の規定により、三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

## 14 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

- (1) 受注者が契約の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第2条に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
  - ア 断固として不当介入を拒否すること。
  - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
  - ウ 発注所属に報告すること。
  - エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。

- (2) 契約締結権者は、受注者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱第7条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じるものとする。

## 15 個人情報の保護

本事業による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を守らなければならない。

## 16 その他

- (1) 企画提案資料の作成に必要な費用については、提案者の負担とし、提出のあった企画提案資料等の資料は返却しない。
- (2) 提出のあった企画提案資料等の資料は、三重県情報公開条例に基づき情報公開の対象となる。
- (3) 契約にあたり、原則として再委託は認めない。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、三重県の承諾を得た場合はこの限りではない。
- (4) 成果物の著作権は三重県に帰属するものとする。
- (5) 委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して、個人情報の保護に関する法律（令和5年4月1日施行）第176条、第180条及び第184条に罰則があるので留意すること。
- (6) 次のいずれかに該当するときは、その者の参加及び提案は無効とする。
- ア 提案に参加する資格のない者が提案したとき。
  - イ 提案者が同一事項の企画提案コンペに対して、二つ以上の提案をしたとき。
  - ウ 提案者が他人の提案の代理をしたとき。
  - エ 提案に際して、談合等の不正行為があったとき。
  - オ 提出書類が、提出期限を超えて提出されたとき。
  - カ 見積額が委託上限額を超えているとき。
  - キ その他、担当所属が予め指示した事項に違反したとき及び提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

## 17 担当所属

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県医療保健部医療政策課医療計画班 担当 奥山、松田、大仲

電話：059-224-3374 ファクシミリ：059-224-2340

E-mail：iryos@pref.mie.lg.jp